監督命令

平成２５年（再）第３号

兵庫県南あわじ市福良乙1313番地の２、商業登記簿上の本店所在地兵庫県南あわじ市福良乙1597番地の36

再生債務者　株式会社カワノプラスチック

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　神戸市中央区多聞通２丁目１番10号第二法友会館３階　かけはし法律事務所　弁護士　亀井　尚也

３　再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りでない。

⑴　再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く）

⑵　再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（再生債務者による取立てを除く）

⑶　財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く）

⑷　貸付け

⑸　金銭の借入れ（手形割引を含む。）及び保証

⑹　債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄

⑺　別除権の目的である財産の受戻し

平成25年10月10日

神戸地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２５年（再）第１号

神奈川県平塚市菫平12番12―２―603号、変更前の本店所在地神奈川県平塚市八千代町12番29号

再生債務者　株式会社いちご

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成25年10月10日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

再生手続終結

平成２１年（再）第２号

埼玉県加須市豊野台２丁目473番地５

再生債務者　沼口米菓株式会社

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨

⑴　監督委員が選任されている。

⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。

平成25年10月10日

さいたま地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第５０号

埼玉県春日部市大枝571番地１

再生債務者　篠原　芳彦

１　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年10月30日まで

４　一般異議申述期間　平成25年11月13日から平成25年11月20日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２５年（再イ）第２９号

千葉県銚子市本城町２丁目186番地の３

再生債務者　田中　恵子（旧姓橘）

１　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年10月30日まで

４　一般異議申述期間　平成25年11月13日から平成25年11月27日まで

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（再イ）第１０４号

さいたま市南区大谷場２丁目６番20号

再生債務者　蒲谷　伸行

１　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年11月１日まで

４　一般異議申述期間　平成25年11月15日から平成25年11月22日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第７６号

埼玉県狭山市狭山20番４号パレス松本Ａ―202

再生債務者　中村　一也

１　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年11月１日まで

４　一般異議申述期間　平成25年11月15日から平成25年11月22日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第４７号

神奈川県秦野市菩提356番地の８

再生債務者　辻村　　久

１　決定年月日時　平成25年10月11日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年11月１日まで

４　一般異議申述期間　平成25年11月15日から平成25年11月22日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２５年（再イ）第１６５号

名古屋市南区豊３丁目40番17号　レオパレスＭＥＩＨＯ102号

再生債務者　中山　敏克

１　決定年月日時　平成25年10月11日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年11月１日まで

４　一般異議申述期間　平成25年11月８日から平成25年11月15日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第２３８号

札幌市北区篠路６条１丁目４番２号

再生債務者　渡邊　貴道

１　決定年月日時　平成25年10月15日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年11月５日まで

４　一般異議申述期間　平成25年11月19日から平成25年11月26日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第７号

滋賀県東近江市宮川町688番地455

再生債務者　中村　光司

１　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年11月５日まで

４　一般異議申述期間　平成25年11月11日から平成25年11月25日まで

大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（再イ）第５号

岡山県津山市紫保井1416番地７ハリスバーグ105号

再生債務者　住吉みどり

１　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年11月５日まで

４　一般異議申述期間　平成25年11月12日から平成25年11月19日まで

岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（再イ）第２４９号

福岡市早良区四箇田団地４番501号

再生債務者　勝田　信行

１　決定年月日時　平成25年10月８日午後２時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年11月５日まで

４　一般異議申述期間　平成25年11月12日から平成25年11月19日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第２５０号

福岡市博多区諸岡４丁目37番12号

再生債務者　冨永　邦俊

１　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年11月５日まで

４　一般異議申述期間　平成25年11月12日から平成25年11月19日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第２５２号

福岡市中央区笹丘３丁目32番１―403号

再生債務者　菅原　孝一

１　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年11月６日まで

４　一般異議申述期間　平成25年11月13日から平成25年11月20日まで

福岡地方裁判所第４民事部